

食品安全モニターからの報告（平成20年2月分）について

食品安全モニターから2月中に、98件の報告がありました。

報告内容

<意見等>

・ 食品安全委員会活動一般関係	7件
・ リスクコミュニケーション関係	5件
・ BSE関係	1件
・ 食品添加物関係	5件
・ 化学物質・汚染物質関係	1件
・ 微生物・ウイルス関係	1件
・ 遺伝子組換え食品等関係	1件
・ 食品衛生管理関係	41件
・ 食品表示関係	26件
・ その他	10件

(注) 複数の分野に関係する報告については、便宜上いずれかの分野に分類した。

報告された意見等については、以下のとおりです。

リスク管理機関に関わる意見等につきましては、関係行政機関に送付し、広く食品の安全性の確保に関する施策の参考に供することとしています。

なお、以下では、食品安全委員会に関する意見等についてコメントを掲載するとともに、併せて、リスク管理機関に関わる意見等についても、関係行政機関からコメントがありましたので掲載しております。

凡例) 食品安全モニターの職務経験区分：

○食品関係業務経験者

- ・ 現在もしくは過去において、食品の生産、加工、流通、販売等に関する職業（飲食物調理従事者、会社・団体等役員などを含む）に就いた経験を5年以上有している方
- ・ 過去に食品の安全に関する行政に従事した経験を5年以上有している方

○食品関係研究職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、試験研究機関（民間の試験研究機関を含む）、大学等で食品の研究に関する専門的な職業に就いた経験を5年以上有している方

○医療・教育職経験者

- ・ 現在もしくは過去において、医療・教育に関する職業（医師、獣医師、薬剤師、看護師、小中高校教師等）に就いた経験を5年以上有している方

○その他消費者一般

- ・ 上記の項目に該当しない方

1. 食品安全委員会活動一般関係

○ 平成19年度食品安全モニター活動をふり返って

食品の安全性が危惧される事象の多かった今年度、初めてモニターを依頼され、数々の会議に積極的に出席し、食品安全委員会や他省庁の食品安全に対する取組を理解した。食品安全委員会はリスク評価を行うことが重要な仕事であるが、同時に、国民に食品のリスクについて、広く啓発していくことも重要であると思う。次年度には、これらの知識を生かし、活動を広げたい。

(神奈川県 男性 61歳 食品関係業務経験者)

○ 平成19年度食品安全モニター活動をふり返って

2年間食品安全モニターを務めて、「リスク評価」「リスク管理」がなんとなくわかってきたような気がします。知識がなければやみくもに恐怖感を持ちますが、知識があれば、容認の手がかりになるということを学びました。また、モニター会議に出席して、他のモニターとの交流を図ることもできました。

(高知県 女性 50歳 医療・教育職経験者)

○ 平成19年度食品安全モニター活動をふり返って

食品安全モニターをつとめて2年が経過しようとしている。この2年間でマスコミ報道や雑誌を見る目が変わってきたことに自分で気づく。しかし、一般消費者が食の安全に関心を持つことは非常にいいことである反面、食品の廃棄につながる行為はますます増え続けている。地球温暖化が叫ばれる今、全ての人が本当の意味での「食の安全」を考える時期にきていると思う。

(北海道 男性 66歳 食品関係業務経験者)

○ 平成19年度食品安全モニター活動をふり返って

食品安全モニターになって1年になるが、アンケートや資料を読むだけでは理解したつもりでもあまり役に立つことができなかつた気がします。機会を見つけて、自分の意見を述べていかないと、新聞やラジオの情報に流されて、適切な判断ができなかつたと思います。

(愛知県 男性 36歳 その他消費者一般)

○ 平成19年度食品安全モニター活動をふりかえって

今年度は、食品の安全に関する問題が多発したが、モニター活動を振り返ると、まず地域での畜産物の安心・安全に関する公開シンポジウムに参加できたこと、また大学の授業で「21世紀の食の安全」DVDソフトを有効に活用できたこと、また、随時報告においてBSEに関して意見を申し上げたこと等である。

(茨城県 男性 70歳 食品関係業務経験者)

○ 平成19年度食品安全モニター活動をふりかえって

高校一年生を対象とした保健科の授業において、食品安全委員会の「気になる農薬」DVDを見たあと、「食の安全・安心」の課題でレポートを提出させた。生徒たちの反応は「この時期に教えてもらってよかった」という声が多かった。

(奈良県 女性 59歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全モニターの皆様には、日頃から食品安全行政の推進に御協力いただき、誠に有難うございます。

食品安全モニター制度は、モニターの皆様から、食品の安全性の確保に関しての御意見などをお寄せいただくほか、可能な範囲で日常の生活を通じ、食の安全に関する食品安全委員会からの地域への情報提供に御協力いただく橋渡しの役割もお願いしているところです。

食品安全委員会では、食品の安全性や食品安全委員会の取組などについて、国民の皆様には知識と理解を深めていただくため、ホームページでの情報提供やパンフレット、季刊誌「食品安全」、DVD ソフトなどを作成しておりますので、モニター活動に際し、是非御活用いただきたいと考えております。

また、食品安全委員会では、地域におけるリスクコミュニケーションの積極的な実施を推進するため、「地域の指導者育成講座」や「リスクコミュニケーター育成講座」を設けておりますので、お近くで開催される際には、是非御参加いただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後とも、食品安全モニター制度への御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

○ 食品安全モニター会議の開催場所について

食品安全モニター会議に今まで出席することができなかったが、20年度募集要項の中に「原則として、自宅から最も経済的かつ合理的に出席可能な開催場所へ出席」との記述があり、出席しやすくなるのではと大変期待している。

(山口県 女性 28歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全モニター会議は、モニターの皆様に、食品安全委員会の役割やリスク評価の実際、モニター活動の内容などについて、理解を深めていただくことを主旨とし、毎年全国で開催しているところです。

平成20年度におきましても実施を予定しておりますが、各モニターに御出席いただく会場につきましては、地域性を考慮し、事務局にて決めさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、大規模な災害等により、指定の会場への出席が困難と判断される場合等におきましては、例外的に、他の会場へ御出席願うことも検討させていただくこととしております。

2. リスクコミュニケーション関係

○ マスメディアによる風評被害について

ここ最近の食品の安全性を脅かす事件や事故の発生は、まことに憂える事態である。TV、ラジオや新聞等のメディアはこぞって大々的にそれを取り上げ、国民の不安を一層助長している。食品安全委員会や関係省庁（厚労省、農水省）はタイムリーにもっと前面に出て真実を伝えて、国民に正確な判断と安全・安心な食品を購入する情報を提供するべきと考える。

（三重県 男性 63歳 食品関係業務経験者）

○ 食の情報、報道から学べること

食の情報、報道を通して、学べることはたくさんあります。昨今の偽装表示の問題は、消費者に自分に適した商品の選び方を示唆してくれたと考えます。報道、情報の中で、一方的に受容するのではなく、自分の力、知識で食に関する情報を消化する大きな機会と考えます。

（大阪府 女性 60歳 食品関係研究職経験者）

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、食品の安全性を脅かす事件や事故が発生した場合は、ホームページの「重要なお知らせ」などの項目に掲載し、同様の事件が起きないように周知を続けるとともに、風評被害が起きないように、その内容について正確でわかりやすい情報の提供に努めております。

また、食品の安全性に関する情報が広く国民の皆様に正確に周知される上で、報道の果たす役割は大きいことから、当委員会では、報道関係者に対し、適宜プレスリリースを行い、積極的に情報を提供するとともに、情報や意見の交換を行う懇談会を定期的を開催しています。

さらに重要な案件、緊急性の高い案件の審議が終了した場合は、必要に応じ、記者へのブリーフィングを行っています。

今後とも引き続き、適切な情報の発信が行われるよう、報道関係者への正確な情報提供にも努めてまいります。

○ 季刊誌「食品安全」について

季刊誌「食品安全」は、情報量がちょうど良く、一般消費者にもわかりやすい内容です。特に「寄稿 委員の視点」「キッズボックス」が気に入っています。もっと幅広い人々に見ていただくよう、多くの人の目に触れる場所に置いていただくことを希望します。

(愛知県 女性 42歳 その他消費者一般)

○ 季刊誌「食品安全」vol.15 を読んで

季刊誌「食品安全」をいつもじっくり読んでいます。特に vol.15「キッズボックス」の「おうちのお雑煮、どこ出身？」をととても楽しく拝見しました。このようにわかりやすいチャートを用いた解説を食育の方面に使うことができれば、小さい子供にも理解しやすいのではないかと感じました。

(山梨県 女性 71歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

季刊誌「食品安全」は、食品の安全性や当委員会の取組などについて、国民の皆様には知識と理解を深めていただくことを目的として発行しており、全国の消費生活センター、地方自治体、図書館、学校等にも配布するとともに、ホームページ上でも閲覧できるようになっております。

このように様々な媒体や機会を通じて、季刊誌の普及に努めているところでありますが、今後ともより効果的な広報活動に努めてまいります。

○ ジュニア食品安全委員会について

昨年行われたジュニア食品安全委員会は、とてもすばらしい試みだと思います。今年には是非、他府県でも実施してください。より多くの子どもが参加できる機会が増えることを期待しています。

(愛知県 女性 42歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、昨年8月22～23日にかけて、楽しく食の安全を考えるイベントとして、ホームページ等で公募した小学生などを招き、「ジュニア食品安全委員会」を3回にわたって開催しました。

このジュニア食品安全委員会は食育推進の取組の一環として、子どもと保護者が食品安全委員会委員との意見交換会やクイズ大会などを通して、楽しく食の安全について学び、理解を深めていただくことを目的に開催したものです。

小学生を対象とした企画は委員会にとって初めての試みでしたが、「わかりやすく説明する」というリスクコミュニケーションを模索する上での貴重な機会となりました。

平成20年度も引き続きこの催しを実施する予定です。詳細等が決まりましたらホームページなどを通じて皆様にお知らせします。

3. BSE関係

○ BSEのリスクコミュニケーションについて

米国産牛肉が輸入再開されて2年以上がたった。政府はBSE問題の現状についてより積極的に情報を発信し、輸入再開直後のように国民とリスクコミュニケーションを活発に行って、今後の方向性を出す時期にさしかかっているのではないだろうか。

(埼玉県 男性 31歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、評価書案が取りまとめられた段階で国民からの意見・情報の募集や意見交換会の開催等、リスクコミュニケーションに努めるとともに、評価のポイントについて、ホームページ、季刊誌等を通じて積極的に情報提供をしてまいりました。

BSEについてはホームページ「トピックス」内『BSE 及び vCJD について』〔<http://www.fsc.go.jp/sonota/bse1601.html>〕において、審議経過ととりまとめた評価書を始め、これまでの会議資料等をまとめて掲載しております。なお、会議資料については、時系列で掲載し、審議状況がわかるよう努めております。

また、BSEに関して、よくあるお問い合わせなどをQ&A形式でわかりやすく解説するよう努めるとともに、関係府省の解説コーナーにもリンクを貼り、情報提供しております。

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

米国産牛肉の輸入については、国民の皆様の関心が高いため、今後とも随時、説明会や意見交換会を開催してまいりたいと考えております。

なお、ウェブサイトにおいて、これまでの経緯や意見交換会・説明会の実施に関する情報を掲載しておりますので御参照ください。

ウェブサイト

「食品の安全性に関する意見交換会（食品に関するリスクコミュニケーション）」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/iken/index.html>

http://www.maff.go.jp/syoku_anzen/kekka_bse.html

「米国カナダ産牛肉等への対応」

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse.html>

http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/beef-taiou.html

4. 食品添加物関係

○ 認可する食品添加物の品目数について

認可する食品添加物を整理、厳選することで品目数を減らしてほしい。最終的には、食品添加物を摂取する消費者が、その使用目的などについて容易に知ることができる情報提供システムの確立を期待する。

(岡山県 女性 37歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

食品添加物は、食品の製造の過程において、加工又は保存の目的で食品に意図的に加えられ、食品とともに人が摂取するものであり、安全性が十分確認されたものであることが必要です。このため、食品衛生法に基づき、人の健康を損なうおそれがないものとして厚生労働大臣が定めた食品添加物以外は、原則として使用することが出来ません。

食品添加物の使用を認めるに当たっては、内閣府食品安全委員会において食品健康影響評価を行い、その評価を踏まえ、薬事・食品衛生審議会において食品健康影響評価を行い、必要な規格基準を定め、食品添加物の安全性を確保しています。また、安全性に懸念を示す新たな科学的知見が得られた場合、ヒトの健康被害を未然に防ぐためその使用を禁止することとしています。

なお、食品添加物の種類、使用用途等については、厚生労働省の下記のホームページで御覧いただくことができますので、御参照下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syokuten/index.html>

○ ソルビン酸カリウム（保存料）について

私は、食品添加物に関心があるが、特に漬物にソルビン酸カリウムが保存料として添加されていることを憂慮している。漬物類としての基準値は決められているが、この基準を守って添加されているかどうかのチェック機関はあるのでしょうか。

(千葉県 女性 66歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

国内流通品については、各都道府県等において各々監視指導計画が策定され、同計画により監視指導を行っています。国内製造品における添加物の使用状況については、製造業者への立入検査により使用添加物の確認の徹底など監視指導を行っています。また、輸入品あるいは国内製造品に係わらず、販売されている食品の検査を実施するなど基準の適合性を確認しています。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

○ 炭酸カルシウムの添加に疑問

炭酸カルシウムの添加された食品や卵の殻や貝殻を原材料に使った食品がある。計算上ではカルシウムの含有は違ってはいないが、炭酸カルシウムは消化吸収が悪いので果たしてどれだけのカルシウムが吸収されるのか疑問だ。

(和歌山県 女性 53歳 その他消費者一般)

○ 食品添加物への認識のあいまいさ

食品の安全に対する不安の1つが食品添加物ですが、買い手側の認識にはイメージが先行して、添加物であっても、そのようにみなさない場合も多いようです。例えば、原材料に「香料」「膨張剤」と表示されていれば拒否するが、「エッセンス」「重曹」ならば抵抗なく受け入れる人が多いようです。このあいまいさはどうしたらいいでしょうか。

(京都府 女性 44歳 その他消費者一般)

○ 噴霧式の食品添加物エタノールについて

噴霧式の食品添加物エタノールは、厨房器具等の消毒には手軽な手段である。正月の鏡餅の包装袋に「食品用アルコールを噴霧するとカビの発生が防げます」との表示があった。エタノールの食品への噴霧の効果と安全性については確認済みなのだろうか。

(大阪府 女性 60歳 食品関係研究職経験者)

5. 化学物質・汚染物質関係

○ トランス脂肪酸表示と上限量規制について

消費者が自ら考え、健康を維持推進するのに役立つ選択肢確保のため、また、トランス脂肪酸低減化に努力するメーカーを後押しするためにも、行政においてトランス脂肪酸含有量表示の実現と含有量の上限值設定に向け、早急かつ前向きな検討が望まれる。

(神奈川県 女性 60歳 医療・教育職経験者)

【食品安全委員会及び厚生労働省からのコメント】

トランス脂肪酸は、マーガリンやショートニングなどの加工油脂や、これらを原料として製造される食品のほか、自然界においての牛などの反すう動物の脂肪や肉などに含まれる脂肪酸の一種です。トランス脂肪酸は大量に摂取することで、動脈硬化などによる心臓疾患のリスクを高めるとの報告や、飽和脂肪酸と同じように、トランス脂肪酸の摂取と心臓疾患のリスク増大には相関関係がある可能性があるといわれています。

食品安全委員会では平成18年度に「食品に含まれるトランス脂肪酸の評価基礎資料調査」を行い、トランス脂肪酸の含有が予想される食品386検体（パン類等の穀類、乳類、マーガリン等の油脂類、菓子類等）などを分析した結果から、平均的な日本人のトランス脂肪酸の摂取量は、0.7～1.3g/人/日（摂取エネルギー換

算：0.3～0.6%）と推計されました。この推計値は、食事、栄養及び慢性疾患予防に関する WHO/FAO 合同専門家会合の報告書で目標とされている「最大でも 1 日当たりの総エネルギー摂取量の 1%未満」を満たす結果となっています。

脂肪の多い菓子類や食品の食べ過ぎなど偏った食事をしている場合は、平均を大きく上回る摂取量となる可能性があるため、注意が必要ですが、日本人の一般的な食生活の中ではトランス脂肪酸の摂取量は少ないと考えられます。

なお、食品安全委員会では、食品中に含まれるトランス脂肪酸について、科学的知見に基づいて分かりやすく整理したファクトシートを公表していますので、参考としてください。

<http://www.fsc.go.jp/sonota/54kai-factsheets-trans.pdf>

いずれにいたしましても、脂肪は三大栄養素の中で単位当たり最も大きなエネルギー供給源で、脂溶性ビタミンの溶媒になる大切な栄養素ですが、トランス脂肪酸や飽和脂肪酸の含有量等にこだわるのではなく、日本の「食生活指針」で謳っているように、脂肪全体量の摂り過ぎに注意し、動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよく摂ることが大切と認識しています。食品安全委員会及び厚生労働省では、今後、脂肪等に関する研究、コーデックス等の動向について注視していきたいと考えています。

6. 微生物・ウイルス関係

○ ノロウイルス食中毒について

平成 18 年のノロウイルス食中毒騒動では、カキの流通が大打撃を受けました。マスコミの過剰報道による風評被害と思われます。昨今のノロウイルスによる食中毒は、カキの摂食による感染よりは、調理者等のウイルス感染によるものが主ではないでしょうか。今後もさらに一般消費者の注意を喚起していただき、手洗い等の励行を促してください。

(埼玉県 男性 61 歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

ノロウイルスによる食中毒は、冬場に多く発生するのが特徴です。最近では二枚貝の生食が原因のもの及び調理従事者等からの二次汚染による様々な食品が原因となり、人から人への二次感染もあります。

食品安全委員会では、ノロウイルスによる食中毒の発生が多いことから、本ウイルスの食中毒に関する情報をわかりやすく提供し、注意を喚起するため、先般、食品安全委員会のホームページ上のトピックスに、ノロウイルス食中毒に関する専用のページ (<http://www.fsc.go.jp/sonota/norovirus.html>) を作成したほか、季刊誌等でも取り上げております。

また、ノロウイルスによる食中毒を防ぐためには、

- (1) 加熱が必要な食品は中心部まで十分に加熱する。(ノロウイルスは 85℃・1 分以上で不活化されます。)

- (2) 野菜などの生鮮食品は十分に洗浄する。
- (3) 手指をよく洗浄する。
- (4) 感染者の便、嘔吐物に直接接触しない。
- (5) 器具や床の消毒には高濃度の次亜塩素酸ナトリウムを用いる。(逆性石鹼やエタノールはあまり効果がない。)

に取り組むことが有効であるため、当委員会ホームページにてこれらを紹介しています。

今後とも、ノロウイルス等の食中毒について、正確でわかりやすい情報の提供に努めてまいります。

【厚生労働省からのコメント】

厚生労働省では、「ノロウイルスに関する Q&A」、「ノロウイルス食中毒対策（提言）」等を通じ、ノロウイルスの感染経路や食中毒発生状況に関する正しい知識の普及、感染予防対策等について情報提供を行っております。詳しくは下記のホームページを御覧ください。

「ノロウイルスに関する Q&A」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html#16>

「ノロウイルス食中毒対策（提言）」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/10/s1012-5.html>

ノロウイルスによる感染症や食中毒の予防対策等については、今後とも最新の科学的知見を踏まえた、正確で幅広い情報を国民に提供するよう努めてまいります。

7. 遺伝子組換え食品等関係

○ 遺伝子組換え食品に関する消費者に対する啓発活動について

世界的な食料不足は先進国にもそれほど遠くない時期にやってくると思われるので、今から、遺伝子組換え食品に対する消費者の拒否反応をなくす作業を始めておく必要がある。食品安全委員会が中心になって、その活動組織を立ち上げることが最適と考える。

(秋田県 男性 73歳 食品関係研究職経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

食品安全委員会では、遺伝子組換え食品のヒトの健康に与える影響について評価を行っています。

なお、安全性評価を担当している遺伝子組換え食品等専門調査会の審議内容については、調査会終了後、議事録を公開しております。

遺伝子組換え食品につきましては、これまで厚生労働省及び農林水産省と連携して意見交換会を実施するほか、季刊誌やDVDソフト「遺伝子組換え食品って何だろう？～そのしくみと安全性～」を作成するなど、国民に対する正確な情報提供にも努めているところです。なお、DVDソフトにつきましては、既に配布は終了しておりますが、食品安全委員会のホームページから閲覧することができます。

<http://www.fsc.go.jp/osirase/1903dvd-idensi.html>

また、食品安全委員会ホームページの『相談受付(「食の安全ダイヤル」)』のFAQの中でも、遺伝子組換え食品の安全性について解説しています。

http://www.fsc.go.jp/koukan/qa1508_qa_2.html#8

今後も、海外から有識者を招聘して意見交換会を開催するなど、リスクコミュニケーションの推進に努めてまいります。

8. 食品衛生管理関係

○ 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について

中国製冷凍ギョウザによる食中毒が発生し、体調不良を訴えた人が 1600 人を超えたとのことで、日本全体がパニックに陥った感がある。「食の安全」に関する行政の管轄は複数の省庁に分散しており、複雑で、情報管理や指導が一本化しにくい面がある。今回の食中毒事件を契機に食品行政を一元化した強力な組織作りを強く要望したい。

(静岡県 男性 70 歳 医療・教育職経験者)

○ 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について

中国産冷凍ギョウザにより、2 県にまたがり 10 人の中毒者を出す事件が発生した。原因究明に日数がかかり、公表が遅れ、3 回も中毒事件が発生したのは、被害拡大の防止策を講じなかったことに起因するものだと思う。

(石川県 女性 70 歳 医療・教育職経験者)

○ 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について

中国から輸入された冷凍食品に毒物が混入され、それを食べたことによる異常を訴えた人が、千人以上にのぼると報道されていた。中国産冷凍食品は安価で美味しくわが国の食生活になじんでおり、大量に輸入されているのが現状である。わが国の関係機関及び業者の積極的な情報収集とその情報処理を的確に行い、国民の安全な食生活を確保していただきたい。

(群馬県 男性 71 歳 食品関係業務経験者)

○ 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について

今回の中国産冷凍ギョウザの件は、安全基準の見直し、行政の対応など様々な問題を含んでいます。この事件を機にもう一度、食の安全基準を見直していただきたいと思えます。

(奈良県 女性 43 歳 その他消費者一般)

○ 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について

このたびの中国産冷凍ギョウザによる食中毒事件から、輸入食品の対応について①食品の各段階における検査体制の強化②業者から行政までの報告体制の迅速化③食品表示制度の見直し強化と 3 点の提案をしたい。こと命に関する問題については、対外摩擦を恐れず迅速に対応されたい。

(青森県 男性 76 歳 食品関係業務経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

中国産冷凍ギョウザの事件がマスコミを騒がせている。多くの被害者を出し、「安心」とされていた生協の商品までも回収された。中国の食材に頼らざるを得ない私たちが、どうしたら安心して食べることができるようになるかを今一度考えたい。

(愛知県 女性 36歳 食品関係業務経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

中国産冷凍ギョウザから有機リン系農薬であるメタミドホスが検出され、中毒の被害者が出た。行政には、輸入品や残留農薬の厳しいチェックを今以上に行ってほしいと思います。

(和歌山県 女性 32歳 食品関係業務経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

中国産冷凍ギョウザの事件で、検査チェック体制の限界を訴える声が出ているとのことならば、日本だけでなく世界全体で残留農薬や化学物質などの使用基準を一律して厳しくすることが必要ではないか。

(神奈川県 女性 40歳 食品関係業務経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

冷凍食品への殺虫剤混入は、中国製食品への不安をますます高めることになった。あまりにも身近で、安心して買い物ができない。今後の安全確認の強化と、保健所などの活動のあり方、輸入食品に関しての考え方を今一度見直していただきたい。

(徳島県 女性 24歳 その他消費者一般)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

中国産ギョウザの農薬汚染に関して、我々消費者はメディア報道からでしか判断基準とされる情報が提供されない中、事件発生後、今は「反日分子による行為」としておさめられようとしている感が強い。しかし、中国では、メタミドホスによる食中毒事件が後を絶たないのが現実だ。食品を扱う企業は、「食の安全・安心」を保証する政府認証企業であるべきだと思う。

(北海道 男性 64歳 食品関係業務経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

今回発生した中国産冷凍食品による農薬混入事件は、中毒発生事件と残留農薬事件に分けられると思う。そして、前者は従業員管理の重要性と示唆しており、後者は加工食品の検査実施により漸減に向かうと思う。

(神奈川県 男性 69歳 食品関係業務経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

農薬中毒者が出た冷凍ギョウザだけでなく、多くの食品が自主回収されているが、企業によっては、自主回収の理由がはっきりしないものもある。もっとクリアなわかりやすい説明をしてほしいと思う。食品安全モニターの2年間で、食品はある程度のリスクを伴うという考え方を教わったが、人為的なものはリスクとは言えないと思う。

(高知県 女性 50歳 医療・教育職経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

中国産の冷凍ギョウザから有害物質が検出され、被害者が出たことにより、製品の自主回収が始まった。輸出企業のずさんさが近年問われているが、不特定な人々が食する食品であるからこそ、厳重な安全対策が必要であり、さらに国内産食品の需要を促すことが必要であると思われる。

(大阪府 女性 36歳 その他消費者一般)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

今回の中国産冷凍ギョウザ毒物混入事件から、輸入食品の安全性について、検査や追跡に相当のコストを投入し、監視する必要があることを感じた。国産品のほうが追跡調査もしやすく、安全性の確認がしやすいと思われるので、地産地消の流れに勢いがつくことを期待する。

(愛媛県 女性 57歳 その他消費者一般)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

身近に感じていた中国産冷凍食品に使用禁止の殺虫剤が混入されて起きた中毒事件は、我が国が「生きるために必要な基本的な食料」について考え直し、食料自給率向上にむけて改革の必要を示しているように感ずる。

(兵庫県 女性 71歳 医療・教育職経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

先日の中国産冷凍ギョウザへの毒物混入事件が起きたことから、日々の食品の安全が脅かされていると感じています。安心な食生活を取り戻すために、より力を入れた取り組みをしていかれることを望みます。

(岩手県 女性 50歳 その他消費者一般)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

食の安全がまたもや危険にさらされた。私たち消費者は何を信じて食事したらよいのだろうか。見た目重視の消費者、農薬を使う生産者、安い人件費で輸入に頼る業者、食料自給率の低下等、この悪循環を断ち切らなければならないと思う。

(京都府 女性 41歳 食品関係研究職経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

今回の中国産冷凍ギョウザの事件で特に感じるのは、関係省庁、輸入業者、販売者の情報管理の一元化が課題であることを示している。食品安全庁的な安全面の一元管理を決断するチャンスではないか。

(東京都 男性 74歳 食品関係業務経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

輸入食品がなくては成り立たない我が国の食生活の現状から、輸入食品に対するさまざまな安全対策がとられているが、「水際での対策」では、検査項目の工夫と違反した場合の当該国・輸入会社への対処、検査機関のマンパワーの増強を提案する。

(東京都 男性 67歳 食品関係業務経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

中国製のギョウザを食べて具合が悪くなった人がいます。輸入加工食品については検査を省略することがあると聞きました。中身の見えないものほど検査の必要性を感じます。簡単にできる検査方法はないのでしょうか。

(山梨県 女性 71歳 その他消費者一般)

○ 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について

中国産冷凍ギョウザの事件から、事業者の社告を見て、原料に中国産の牛肉が使用されていることをはじめて知った。加工食品の原料のひとつひとつの原産国の表示を義務化してほしい。

(愛媛県 女性 57歳 その他消費者一般)

○ 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について

今回の中国産冷凍ギョウザ事件で、「食べたかもしれませんが、体内に残留蓄積しないのですか?」「特に症状はありませんが、ガンになる可能性が高まるとか、健康への影響はないのですか?」「妊娠していますが胎児への影響はないのですか?」「授乳中ですが子どもへの影響は?」といった切実な不安があります。食品安全委員会で、消費者向けのわかりやすいQ&Aを作っていただき、ホームページのトップで目立ち、閲覧しやすいようにしていただきたいのです。

(福岡県 男性 58歳 食品関係業務経験者)

○ 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について

中国産冷凍ギョウザについての各報道機関の一斉の報道は関係省庁から配信されたものに基づいていると思われるが、国民の不安をあおるようなニュースの取り扱い方は疑問である。関係省庁は適切なコメントなりを発表して、食の安全をPRしてほしい。

(福井県 女性 57歳 その他消費者一般)

○ 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について

このたびのギョウザ中毒事件は、我が国の食の安全を根本からゆるがせることになった。安い輸入食料に依存するのではなく、安全な食料を国内でできるだけ多く生産できる体制に食料・農業政策を転換すべきである。

(新潟県 男性 70歳 食品関係業務経験者)

○ 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について

さまざまな事例が発生する中、信頼関係こそが食の安全につながると信じて取組を継続しています。食品関連企業と生産者、消費者との間には信頼関係が必要です。企業は安全性確保の取組を公表し、消費者も企業がどのような取組を継続しているのかを日常的に知っていただき、互いの信頼関係を構築していただきたいと思います。

(大阪府 女性 36歳 食品関係業務経験者)

○ 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について

ギョウザ中毒事件から気になったことがある。なぜ水際で防げなかったのか。食中毒患者を診断した医師が保健所へ届けなかったのか。企業は事故を知りながら届けが後れたのか。保健所は患者が届けた検体を調べなかったのか。食の危機管理における法の運用を再検討すべきである。

(新潟県 男性 70歳 食品関係業務経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

食の安全・安心に関するマスコミの報道内容に誤りが多い。このことが食に対して国民に不安を与える要因にもなっている。よって、食の安全に関する報道内容が適切か、一般に国民に誤解を招かないものか、または科学的に十分検証するに足るものかを判断する機関を作り、明らかに問題があるのであれば是正させる処置をとらせるべきである。

(東京都 男性 49歳 食品関係業務経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

中国製のギョウザに農薬が混入していた事案について、検疫制度の不備のような報道を指摘するマスコミもある。日本の輸入検疫は、ポジティブリスト制度施行後、輸入食品の検疫頻度が飛躍的に増えたので、輸入加工食品の検査は不可能に思えます。輸入者に農薬等の物質検査義務を課してはいかがでしょうか。

(和歌山県 男性 52歳 食品関係業務経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

農薬混入冷凍ギョウザは、まさに食の危険性を身近に感じた事件でした。今回の毒物混入の原因はまだ解明されていませんが、今後テロなどの手段に使われるようなことも想定されます。日本人の食が輸入食品に頼っている現在、すべての輸入食品に対して毒物チェック体制の実施の必要性を感じます。

(愛媛県 女性 58歳 食品関係研究職経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

中国産ギョウザ事件について、今現在の情報と今後の対応についてわかりやすく教えていただきたい。また、その情報をホームページだけでなく、冊子として配布してほしい。

(愛知県 女性 42歳 その他消費者一般)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

政府は中国製ギョウザ事件の再発防止策をまとめ、過去に問題を起こした業者の冷凍加工食品の残留農薬を検査する、と報じられていましたが、問題業者だけではなく、全食品の検査をしてほしいと思います。今後の防止策が決定次第、内容を詳しく国民に提示していただきたいと思います。

(神奈川県 女性 40歳 食品関係業務経験者)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

加工食品は国産も輸入品も含めて、原産地表示に関して制度的に問題が多く、今回の中国産冷凍ギョウザの問題などが発生した場合に、トレーサビリティの観点から原因究明が遅れる場合がある。事業者の自主的・前向きな取組みに依存することなく、原産地表示制度について具体的な改正内容と対策をきちんと明示されたい。

(愛知県 男性 62歳 その他消費者一般)

○ **中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について**

昨今、輸入食品の安全性が問題となる中、水際等での検査体制の強化も必要と思う

が、海外諸地域での実情を、その地域の人から率直に報告してもらう仕組みがあればと考える。海外に在住する人に食品安全モニターを依頼することで、情報の第一歩をより広く、多くの人から得ることができると思われる。

(新潟県 女性 54歳 医療・教育職経験者)

○ 中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について

最近、ギョウザなどの冷凍加工食品の問題が取りざたされている。複数の食材を使用した商品もあるが、原産国の表示は記載されているが、個々の食材の原産地は表示されていない商品もある。食品メーカーには、きちんと原産地表示をしてもらいたい。

(長崎県 男性 44歳 食品関係業務経験者)

○ 食の安全を守るため輸入を減らし国産を育てる方策を

食の安全のため、できる限り輸入に頼らず、量や質的にコントロールしやすい国産を増やす方策を立てる時が来た。一次産業に携わる人が減る現象を、時勢とばかり放置したつげは大きい。

(神奈川県 女性 74歳 医療・教育職経験者)

○ 残留農薬基準違反が流通禁止になることの見直しについて

食品が残留農薬基準値を逸脱した場合は、食品衛生法違反とするのは問題ないとしても、違反即流通禁止となることは見直すべきである。健康被害へのリスク(=ハザード×確率)や違反回数等を鑑みて、回収基準等は合理的に運用されるべきと考える。

(東京都 男性 49歳 食品関係業務経験者)

○ 輸入加工食品の安全検査内容に関する情報について

最近、輸入加工食品の安全性に関する検査に向けての整備を早急に行うと聞いたので、どのような内容になるか注視しています。輸入加工食品の対応が決まった際には、大々的に世間に知らせるようお願いいたします。

(愛知県 女性 42歳 その他消費者一般)

【食品安全委員会からのコメント】

今回の中国産の冷凍ギョウザによる薬物中毒事案については、政府一体となって、①被害拡大の防止、②原因の究明、③再発防止等の検討、に努めているところです。

平成20年2月22日の食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合において、「食品による薬物中毒事案の再発防止策について」として申し合わせがされ、関係府省に食品危害情報総括官を配置し平時から情報共有を図るとともに、現場等からの情報収集の強化を行うなど、再発防止に向け以下の取組みを進めていくこととなりました。

- ① 情報の集約・一元化の体制の強化
- ② 緊急時の速報体制の強化
- ③ 輸入加工食品の安全確保策の強化

食品安全委員会としても、関係機関との連携を密にし、情報収集するとともに、薬物の科学的特性に関する情報やQ&Aを、ホームページを通じて情報提供してい

るところですが、引き続き迅速でわかりやすい情報提供に努めてまいります。

また、メタミドホスについては、現在、ポジティブリスト制度の導入に伴う暫定基準が設けられているところですが、平成 20 年 2 月 12 日に厚生労働省からその毒性の程度等を科学的に評価する食品健康影響評価の依頼を受け、調査審議を開始しました。現在、評価書案について国民からの意見・情報の募集を行っているところです（4 月 4 日まで）。

今後も国民の皆様の食の安全を確保する観点から、科学的知見に基づき中立公正なリスク評価を実施していくとともに、評価結果についてわかりやすくお伝えしていきたいと考えております。

【厚生労働省からのコメント】

厚生労働省としては、本事案の発覚後、可及的速やかに関係機関と連携し、以下のような措置を講じました。

- ① 国民に対し、本製品を絶対に食べないように呼びかけ、製品情報等をホームページに掲載するとともに、本件に係る相談窓口を設置
- ② 今般問題となった製造者からの全ての製品の輸入及び販売を自粛するとともに、輸入食品への有害有毒物質の混入を防止するよう、関係機関を通じて事業者を指導
- ③ 社団法人日本医師会に対し、食品による有機リン中毒の疑いのある患者を診断した場合の保健所への速やかな通報について協力を依頼
- ④ 各自治体に対し、輸入食品に起因すると疑われる事例を探知した場合には、事件性の有無にかかわらず、速やかに国への報告を行うよう通知

併せて、中国に対しては、本事案に係る調査を求めるとともに、訪日団との協議を行った他、現地製造工場の調査等のため、担当者の派遣を行いました。

また、厚生労働省における今後の再発防止策として、

- ① 都道府県等から厚生労働大臣への届出・速報対象に「重篤な有害事象が発生した場合」及び「化学物質に起因する場合」を追加する、「食品保健総合情報処理システム」を活用し食中毒情報等の共有及び情報交換の迅速化を図る、事業者が把握した情報の行政への報告のルールを確立することなどにより情報集約・一元化体制を強化する。
- ② 検疫所の食品衛生監視員の増員・検査機器の整備等により輸入食品の監視体制を強化する、加工食品の残留農薬検査を実施する（平成 20 年 2 月 22 日より有機リン系農薬の検査を開始）、輸入業者の輸出段階における自主管理ガイドラインを策定する、輸入業者の自主管理や検疫所の監視強化に資するよう加工食品の残留農薬検査法の検討・開発を行う、在中国日本大使館に食品安全担当官を駐在させるなどにより輸入加工食品に関する安全確保策を強化する。

といった対策を講ずることとしました。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

○ 食品安全行政について

食品関連事業者が食品衛生法に違反し、保健所等が指導した場合、多数の人が食中毒を起こしたのではなくても、公表していただきたい。また、保健所に食品衛生上疑わしい現物を持って相談した場合、その後の指導の有無やその結果を相談者に文書で知らせてほしいものである。

(愛媛県 女性 57歳 その他消費者一般)

○ 食料生産と販売現場での食品衛生の現状と要望

農産物の生産現場や農村地帯での販売現場において、食品衛生上疑問を持った事例があった。生産と販売の両面を監視する統一システムが必要と思う。例えば、地方での食の安全安心のためには、ボランティア等で見回る食品安全Gメン等を置き、保健所に通報するシステムの構築が必要と思う。

(鹿児島県 男性 76歳 食品関係研究職経験者)

○ コンビニエンスストア調理販売品の管理について

コンビニエンスストア調理販売品については、様々な種類のものが見受けられるが、個々の消費期限や衛生管理に不安を感じる。管理者による店内での厳しい管理、消費者への周知をなされたい。

(山口県 女性 28歳 その他消費者一般)

○ 食品の再利用と食品衛生

売れ残り食品の再利用が問題となっているが、食品の安全性を確認して、食品を有効利用できるような方策を検討することも必要である。食品の過剰生産ができないような行政指導と第三者による製造工場監視体制を制度化することを望む。

(東京都 女性 51歳 医療・教育職経験者)

9. 食品表示関係

○ かき氷用シロップの偽装問題について

宮崎県内のかき氷用のシロップで、あらたに偽装が見つかった。消費者の食に対する信頼を得るために、食品業界は本腰を入れて食の安心・安全に努めていただきたい。また県や地方自治体は厳しい検査を徹底してもらいたい。

(長崎県 男性 44歳 食品関係業務経験者)

○ タマネギの偽装について

中国産タマネギが「淡路産」として出荷されているとの報道を受け、兵庫県は産地偽装はなかったとの発表をした。今回の調査には、農林水産省も協力していたと記載されていたが、これからも、行政は徹底的に調査をし、消費者を安心させてほしいと思う。

(和歌山県 女性 32歳 食品関係業務経験者)

○ ウナギの産地偽装について

新聞で、農林水産省は、台湾・中国産のウナギを国産と偽装していた食品商社に対して厳重処分をしたと報道されていました。このかば焼きが全国に流通していると思うと大変不安でなりません。食品の安全確保に向けて、これまで以上に関係機関の取組の充実と指導啓発の強化を要望いたします。

(宮崎県 男性 72歳 その他消費者一般)

○ 食品に関する偽装について

食品偽装が相次いでいるが、現在の期限表示や産地情報のほかに、食品別、産地別のような認定マークを貼付したらどうだろうか。食品についてのもっと詳しい情報を公開することで、消費者はより安心して食品を購入することができると思う。

(秋田県 女性 28歳 その他消費者一般)

○ 食品に関する偽装について

食品産業は多くの中小企業に支えられているが、会社の規模により得られる情報量が大きく異なっているのが現実である。昨今の食品偽装問題から、表示に関する情報が体系的に一元化され、末端の消費者と中小企業にも伝わる仕組みづくりが重要であると考えます。

(千葉県 男性 70歳 食品関係業務経験者)

○ 食品表示に関する指導について

消費者は食品表示を信頼して購入している。食品に関わる全事業者が、食品衛生法やJAS法等に関する知識不足による不適正表示をしないために、行政が細部まで手抜きなく指導を至急行うべきと思う。

(福岡県 女性 72歳 医療・教育職経験者)

○ 食品偽装の関心が高まった今、なすべきこと

食品偽装、不正使用に企業も消費者もこれまでにないほど、関心が高まっている。今こそ、国やマスコミ等が積極的に働きかけ、食の安心、安全を原点から見つめなおすきっかけを喚起してほしいと思う。

(鹿児島県 女性 44歳 医療・教育職経験者)

○ 食品偽装事件発生の底辺に根強く存在する業界の構造改善施策の遅れ

食品偽装の事実が連続的に明らかにされ、消費者の80%以上が、今や食品に対する不安・不信感を持っているという。彼らの消費者に対する食の提供は、食職人の領域を未だ脱却していないと言っても過言ではない。企業として利権の拡大を求めて展開することは、「食の美」を汚す結果にしか見えない。

(北海道 男性 64歳 食品関係業務経験者)

○ 食品偽装事件への対応について

平成19年を表す漢字は「偽」でした。数年前の大手乳業会社の事件から続発している偽装事件により消費者の不安は増幅しました。食品安全モニターからの月別報告での関係省庁からのコメントはよく理解できるのですが、コメントとおりに適切な行政指導が実施されていれば食品事故の発生する余地はないのではないかと。

(宮崎県 男性 72歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

食品等事業者に対する立入調査、食品の収去検査、施設や食品の取扱いに係る衛生指導等については、各都道府県等の保健所が実施しています。

厚生労働省では、食品メーカーによる期限表示の延長等の事案を踏まえ、食品衛生の観点から、関係業界団体に対し、同様の事例の再発防止のため、食品等事業者の責務を再度周知徹底するとともに、都道府県等に対し、食品等事業者に対する指導事項及び監視指導の際の重点監視事項等について通知しており、引き続き、本件について重点的な監視指導を行っているところです。

なお、通知については、下記のホームページで掲載しております。

「広域流通食品の製造に係る衛生管理の徹底について」

(自治体向け)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/0201-1a.pdf>

(関係団体向け)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/0201-1b.pdf>

「食品等事業者に対する監視指導の強化について」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/kanshi/dl/071221-1.pdf>

【農林水産省からのコメント】

産地偽装など、消費者の信頼を揺るがす案件が続いている最近の状況に対応するため、国が中核となって食品表示の監視体制の強化を図ることが大切だと考えております。

具体的には、農林水産省においては、平成20年度から東京、大阪および福岡農政事務所に、食品表示に関して広域で重大な違反事案が発生した際に、機動的に調査を実施する食品表示特別Gメンを配置(20名)するなどの充実を図ることとしています。

また、監視体制の強化のためには、関係機関が連携を強化することが重要と考えております。

このため、

- ① 農林水産省、厚生労働省、公正取引委員会（平成 14 年 6 月）との連携に加え、昨年 11 月 6 日には、農林水産省と警察庁とが連携協定を締結したほか、
- ② 昨年 12 月に決定された「生活安心プロジェクト」に基づき、内閣府、公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省の担当局長による「食品表示連絡会議」の第 1 回会合を 2 月 15 日に開催し、都道府県段階での連携強化等を協力して進めることとしております。

さらに、食品企業の不祥事が相次いで発生している現状を踏まえ、食品業界のコンプライアンス（関係法令の遵守や倫理の保持等）の更なる徹底を図るため、食品業界が「道しるべ」として利用できる「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き」の策定の検討等を行っているところです。

これらの取組を通じて、食品表示の適正化に努めるとともに、中小食品事業者のコンプライアンスの徹底に向けた自主的な取組を促進し、食に対する消費者の信頼を確保してまいりたいと考えております。

○ 加工食品の原産国名表示の強化

業者間取引の表示義務化が具体化しました。加工食品の原料として輸入された食材の原産国名の把握が可能になる。オレンジジュースやめん類に使用される粉等はほとんどが輸入原料が使用されているのが実情だ。加工食品においての原料の原産国名表示を期待する。

（愛媛県 男性 69 歳 食品関係業務経験者）

○ 輸入加工食品における原産国表示の改正を望む

現在の JAS 法では、加工食品は、食材配合率 50% 以下の場合、原産地（原産国）の表示は義務付けられていません。しかし、消費者は、輸入食材が含まれているとすれば、どこの国からどれぐらいの分量が入っているのか分かるような表示に改正するよう要望します。

（東京都 男性 85 歳 食品関係研究職経験者）

○ 食品表示の記載方法について

食品表示の中には、消費者が錯覚を起こすような表示があることを報告する。例えば、お茶の場合、加工食品の原料原産地表示を義務付けるのならば、その含有割合を表示することも義務付けたほうがわかりやすく良いのではないだろうか。食品表示は、消費者自身が各々自分の目で納得、判断できるものであるべきだと思う。

（茨城県 女性 49 歳 その他消費者一般）

○ 缶詰の表示について

いろいろな食品で表示について取りざたされている中、缶詰の表示が気になっている。缶詰の中には、原産国が書かれていないものがある等、統一された表示の見直しの必要を感じている。防災食品としても活躍の場を持っている商品だけにとても気になる存在である。

（東京都 女性 54 歳 医療・教育職経験者）

【農林水産省からのコメント】

食品の原産地表示については、JAS 法に基づき、

- ① 平成 12 年 7 月から、全ての生鮮食品に原産地の表示を義務付け、
- ② 平成 13 年 4 月から、外国で製造された加工食品に製造国名を表示することを義務付けるとともに、
- ③ 平成 18 年 10 月から、原料の品質が製品の品質に大きな影響を与えるものとして生鮮食品に近い 20 食品群を原料原産地表示の対象としたところでは、

加工食品については、いくつかの原産地の原料を混合して使用する場合や、中間加工品を使用する場合などがあり、原料の原産地を大元までさかのぼって正確に把握することは現実的には困難である商品も存在しています。

事業者が使用した原材料について、積極的に表示することは消費者の商品選択の観点から好ましいことですが、JAS 法の品質表示は、全食品事業者に義務を課す制度でありますので、義務付けに当たっては、海外の制度との整合性や規制の実行可能性等についても考慮する必要があると考えております。

○ 表示に関する相談窓口の増加について

インターネット等で調べていると、食品の表示に関する相談窓口が、近年かなりの数に増えてきています。厚生労働省、農林水産省、地方農政局、保健所等で、食品の表示内容に対する疑問点を無料で相談できるのはとてもありがたいことです。このように気軽に相談できる環境があることが誤った表示を防止する最大の近道であると思います。

(三重県 男性 36 歳 食品関係業務経験者)

○ 偽装表示対策専門窓口の設置について

食品偽装について何度も報道されているが、「どうして今まで発覚しなかったのか」等、発覚するまでの経緯について詳しく報道してくれたらと思います。あわせて、偽装対策専門の窓口を設けてはどうでしょうか。相談しやすい環境を作ることも、偽装防止につながる一歩だと思います。

(北海道 女性 41 歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省及び農林水産省からのコメント】

食品の表示については、食品衛生法、JAS 法、景表法等の法律がありますが、それぞれの目的から必要な規制が行われており、関係省庁が連携して、効率的かつ的確な運用を図ることが重要であると考えています。

このため、国民からの相談窓口として、

- ① 食品衛生法及び JAS 法に基づく表示についての相談を一元的に受け付ける窓口（全国 6 箇所）
- ② 食品表示に対する国民からの情報を広く受け付ける食品表示 110 番を設置しているところです。

【一元的な窓口】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/madoguchi.html>

【食品表示 110 番】

http://www.maff.go.jp/j/jas/kansi/pdf/110ban_mado.pdf

○ アレルギー原因物質の混入について

多発する偽装と表示違反は、子供のアレルギー問題を含んでいる。アレルギーと戦う子どもさんとお母様方の必死さを考えると、表記以外の意図的な原料混入は死に至ることもある重大問題であることを考えていただきたい。

(茨城県 男性 61 歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

食物アレルギーは、数 ppm の微量のアレルギー物質によっても発症することがあることから、微量であってもアレルギー物質を含む旨の表示をする必要があります。

また、コンタミネーションにより最終製品にアレルギー物質が混入することがある場合には、注意喚起表示を行い消費者に対して情報提供するよう要請しているところです。

なお、食物アレルギーの原因物質は、時代の変化とともに変わっていく可能性があるため、更に実態調査・科学研究を行い、新たな知見や報告により適宜、アレルギー表示の対象品目の見直しを行い、適切なアレルギー表示の推進に努めてまいります。

○ 賞味期限や内容量の表示について

港に隣接している生鮮食品の直売店において、パックされている商品に、期限表示や内容量の記載のないものがありました。表示の規制はないのですか。食品の表示の規制は、今後ますます厳しくしていくべきだと思います。

(福島県 女性 45 歳 その他消費者一般)

【厚生労働省からのコメント】

生鮮食品であっても、容器包装に入れられた切り身又はむき身にした鮮魚貝類であって生食用のもの等については、食品衛生法に定められた項目（名称、期限表示等）について表示をする必要があります。

また、厚生労働省と農林水産省においては、両省が連携して「食品の表示に関する共同会議」を設置しており、食品の表示基準全般について検討を行っているところです。

なお、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県等と国の出先機関との間で設置する「食品表示連絡協議会」を設置することとなり、当該協議会の設置が円滑に実施されるよう本年 2 月に、食品表示に関する関係府省庁で「食品表示連絡会議」を開催しているところです。

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

○ **食品表示の一元化について**

産地偽装表示問題から、食品表示の一元化が検討されてきましたが、JAS法、食品衛生法等、複数の法律の目的監視体制は異なるので、単に、消費者の食品への不信を防ぐために一元化することには疑問を感じます。

(埼玉県 男性 67歳 食品関係業務経験者)

○ **食品表示の一元化について**

国民生活審議会は、食品表示について、窓口の一元化・「消費期限」「賞味期限」の一本化を目指す素案をまとめた。食品表示について窓口を1つにすることは重要と思えるが、その膨大なすり合わせは慎重に、あらゆる食品の場面を考慮して進めるべきである。

(福井県 女性 58歳 食品関係業務経験者)

○ **食品表示の一元化について**

「消費期限」「賞味期限」と2種類ある食品の期限表示の意味を消費者はまだ正確に理解していないと思われる。期限表示の意味を明確にし、周知徹底するために、2つの期限表示を1つにするべきと考える。

(秋田県 男性 73歳 食品関係研究職経験者)

○ **食品表示の一元化について**

国民生活審議会報告書案によると、期限表示は「消費期限」に統一し、製造年月日を併記する方式を検討することになっている。これは時流に逆行するもので国際標準に背を向ける提案であり、食品業界の健全な発展を妨げるものである。

(新潟県 男性 70歳 食品関係業務経験者)

○ **食品表示に関する法律の整合性の見直しについて**

食品表示を省略することができる場合の要件について検討してほしい。JAS法では表示が不要な場合でも、食品衛生法に基づく表示が必要になる場合があるなど、複数の法律で整合性がないことも、消費者にとってはわかりにくく複雑さを増している。消費者のニーズに沿ったわかりやすい基準となるよう、見直す必要がある。

(岡山県 女性 37歳 食品関係業務経験者)

○ **消費期限について**

食品販売に携わっていますが、実際、販売者は安全第一で消費期限を短くしています。安全な食品を提供するのは販売者の責任であることはもちろんですが、その安全な食品を安全に食べるのは消費者の見識が必要だと思っています。

(宮城県 男性 52歳 食品関係業務経験者)

○ **期限表示について**

食品関連企業に対して、食品の期限をチェックする第三者機関が必要なのではないかと。また、企業と保健所が日ごろから交流し、従業員に対して勉強会を開催するなど、知識向上を図ることも必要だと思う。

(秋田県 女性 28歳 その他消費者一般)

○ 表示に関する研修会に参加して

愛媛県で開催された、食品添加物と表示問題に関する研修会に参加した。参加した方から、賞味期限と製造年月日の併記が望ましい、原材料等の表示が小さくて読みにくいものがある、業者間取引の表示はできるだけ簡素化してほしい、等の意見が出た。一般消費者にはわかりにくい点もたくさんあるので、広報活動の充実を求める。

(愛媛県 男性 69歳 食品関係業務経験者)

○ 食塩のパッケージの地名表示について

市販の食塩は、海外の塩田で製造された粗塩を輸入し、加工処理しパッケージングしているだけの製品が多いのが実情と聞く。しかし、「赤穂」「伯方」など日本の地名を大きく表示し、すべて日本の塩田で製造精製された印象を与える製品が目立つ。JAS法違反ではないが、法の趣旨にそぐわないのではないかと。業界への指導を要望する。

(北海道 男性 39歳 食品関係業務経験者)

10. その他

○ 体細胞クローン家畜の安全性について

米国でクローン牛の安全宣言がされた。日本でも食品安全委員会の最終評価が待たれる。また、クローン技術の規制や食品への表示や基準等のガイドラインの策定やリスクコミュニケーションの取組なども踏まえた検討をお願いしたい。

(沖縄県 女性 47歳 食品関係業務経験者)

○ クローン牛の販売許可について

米国がクローン牛の販売を認めた。世界の趨勢からして日本への輸出は時間の問題と思われます。消費者のバイオ技術への安全性に対する不安心理を考慮して、国内での販売許可に際しては、クローン表示の義務付けを望みます。

(福岡県 男性 56歳 食品関係業務経験者)

【食品安全委員会からのコメント】

「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性について」に関する食品健康影響評価については、平成20年4月1日付けで厚生労働省から評価依頼を受けたところであり、平成20年4月3日の食品安全委員会会合において調査審議が開始され、科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に調査審議を行っていくこととしています。

なお、現段階において国内及び海外で公表されている情報を取りまとめ、ホームページ上で情報提供しており、今後も情報の収集と提供に努めてまいります。

http://www.fsc.go.jp/sonota/clone/clone_doubutu.html

【厚生労働省からのコメント】

体細胞クローン由来食品の安全性については、国内外においてこれまで数年間にわたり研究や評価が行われてきており、食品安全委員会における安全性評価に

必要と考えられる知見が蓄積され、関係文献等の収集が終了したので、今般、厚生労働省より食品安全委員会に食品健康影響評価の依頼を行いました。

○ 意図せざる放射線殺菌原料混入食品の安全性と対応について

食への不信が高まるなか、輸入食品から意図せざる放射線殺菌原料の混入が発見された場合の対応を予め決めておく必要がある。リスクコミュニケーションの観点から、その場合の対応を決めておけばことさら大きな問題にならないように思われる。

(兵庫県 男性 52歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

営業を目的に海外より食品を輸入する場合、輸入者は食品衛生法第27条に基づき、検疫所に輸入届出を行うことが義務づけられており、規格基準に適合しない放射線殺菌原料の使用が確認された場合、同法に基づき、積み戻し若しくは廃棄等の措置が講じられることとなります。

○ インターネット販売の商品について

インターネットで、効果や安全性についてきちんと確認できていない商品、例えば「食材の毒だしをする洗剤」等、宣伝するメールが送られてくる。いい加減な商品の通信販売、特にインターネットの販売を規制や危害情報を通報する方法はないのだろうか。

(和歌山県 男性 52歳 食品関係業務経験者)

【厚生労働省からのコメント】

健康増進法においては、食品として販売される物について、健康の保持増進の効果等に関し、著しく事実と相違する、又は、著しく人を誤認させるような広告等の表示をしてはならないとされています。

厚生労働省においては、「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）について」等を都道府県等に通知するとともに、「虚偽誇大広告等違反事例集」を作成し、都道府県等と連携して、監視指導に努めているところです。

(参考)

「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針（ガイドライン）に係る留意事項」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hokenkinou/dl/7d-1.pdf>

このほか、以下の意見があり、これらについても、関係行政機関に回付しております。

○ 食育システムの構築と実施について

食品安全委員会のリスク評価を生かすには、一般消費者、メディア、教育関係者等に食に関する正しい知識と判断基準を植えつけることが必要である。そのためには、より広く、わかりやすく、地域行政を主体とした食の知識と情報を提供する食育の推進システムを構築することが、食の安全につながるものとする。

(東京都 男性 70歳 食品関係業務経験者)

○ 食育基本法の周知について

食料自給率 40% 不足の我が国にとって、食に対する国民の周知は重要である。食育基本法の存在についてはほとんど知られていない。国、地方自治体は「食は生きるうえでの基本として、食に関する知識と食を選択する力の習得」を食育基本法を柱に進めてもらいたい。

(大分県 男性 63歳 食品関係研究職経験者)

○ あらゆるリスクに対応する体制と迅速な情報伝達の徹底を

国民の食の安全を守ることは、国の全ての活動に優先されるべきことであると思う。今こそ、官・公・民が総力をあげて、あらゆるリスクに対応できる体制を早急に立ち上げねばならない。また、食による健康被害の情報を常時、鋭敏にキャッチし、速やかに情報を伝達する策を整えるべきと思う。

(神奈川県 女性 74歳 医療・教育職経験者)

○ 食の安全と日本人の消費行動に思う

食料需給率(カロリーベース)は、今や4割を下回るようになり、多くが輸入されている状況である。私たち日本人は、効率的な大量生産と安い人件費から安価な食料を海外に求め、安全性に対して安心できない食料を調達している。私たちの消費行動そのものが自分たちの「食の安全」を不安なものにしているように思える。このように輸入食品に頼らざるを得なくなった背景には、私たち消費者が、安いものを求めすぎることになってしまったためではないだろうか。

(宮城県 男性 43歳 食品関係業務経験者)

○ 加工食品の安全性について

加工食品メーカーに勤務した経験から、加工食品はとても複雑であることを実感している。そのような現状を行政、消費者、事業者は知るべきである。また、そのことで、消費者の食への安全への意識が変わるのではないだろうか。

(東京都 女性 28歳 その他消費者一般)

○ 食の安全性を観点に、法改正の原点を見る

加工食品品質表示基準等の一部改正が行われ、業者間取引も表示義務の対象とされるが、法改正にかかる事業者・行政の対応は想像を絶する。法改正が、例えば、消費者の要望であった場合、それにかかる税金の紹介をしてみてもどうであろうか。行政サービスも費用対効果の時代である。税金を費やしてまで法律を改正する必要があるか、まず一度考えてほしいと思う。

(東京都 女性 28歳 その他消費者一般)